

大規模災害に伴う経済支援について

これまで災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、災害被害により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。対象に該当し、希望する場合は、下記により申請してください。

○東日本大震災・令和元年台風第19号・令和2年度梅雨前線豪雨に伴う入学料・授業料免除

(1) 支援対象者

以下の条件いずれかに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

※独立生計者（学部学生を除く）は、持ち家の場合のみ対象となります。

東日本大震災被災の方

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」の場合

「福島第一原子力発電所事故により警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合を含む

令和元年台風第19号・令和2年度梅雨前線豪雨被災の方

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の場合

(2) 申請方法

①入学料・授業料免除願（所定用紙）

→下記免除願書を印刷、又は経済支援係窓口より受領。

②死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可）

→独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

③その他の提出書類

→東日本大震災被災による申請者（「学資負担者の（死亡・行方不明）」該当者を除く）は、願書とあわせて一般枠の入学料及び授業料免除申請書類を提出してください。

ホームページ（<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>）で提出書類を必ず確認してください。

※入学料免除申請について

○入学手続き時には入学料を納付しないで、「入学手續申請書」の「入学料免除を申請する。」にチェックを入れ、入学料免除申請の意思を示してください。

○入学手続き時の意思表示の外に、別途上記①②③の書類の提出が必要です。

○入学料の納付が困難な方を対象としています。入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。

(3) 申請期間

在校生 8月17日（月）～9月10日（木）まで

新入生 合格発表～9月25日（金）まで

※申請書類を期日までに用意できない方は必ず申請締切日前日までに、下記までお問い合わせください。

※締切期日以降の申請については、受付は行いませんので、注意してください。

※令和3年度前期分の申請期間は、令和3年2月上旬に掲示板等でお知らせします。

【問い合わせ先】 平日8:30～17:00

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係
川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口
〒980-8576 仙台市青葉区川内4-1番地
電話：022-795-7816

令和2年度東日本大震災に伴う経済支援

— 被災学生対象奨学金のご案内 —

東日本大震災により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、東日本大震災により甚大な被害を受けた学生のうち、希望者には返還義務のない東北大学独自の奨学金（東北大学元気・前向き奨学金（月額10万円））の採用や、各奨学団体奨学金（毎月定額の給付、一時金の支給等）への推薦等を実施します。

※被災状況や家計状況により学内選考を行います。申請者全員が採用になるとは限りません。

(1) 支援対象者

以下の4点を全て満たす被災学生が対象となります。

①本学に在学する正規生（学部生・大学院生）であること

※休学・留年・修業年限超過者は対象となりません。

②入学科・授業料免除に申請していること（入学科・授業料免除を希望する方は、別途申請が必要です。）

※リオティント・コマツ奨学金にはこの要件はありません。

③以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生であること

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者が失業（就業の見込みが立たない場合を含む）となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、または「福島第一原子力発電所事故により警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合

※主たる学資負担者の居住する家屋が「半壊」または「一部損壊」の場合は、対象となりません。

④震災後、家計状況が好転せず、経済的に困窮していること

(2) 申請方法

次の①～④の書類をとりまとめたうえ、下記まで郵送にて提出してください。

※郵送の際、「東日本大震災被災学生向け奨学金申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留等、配達記録の残る方法でお送りください。書類の到着についてのお問い合わせには対応しかねます。

なお、①～④の書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

①被災学生対象奨学金 申請書（メールアドレス及び電話番号は、必ず連絡が取れるものを記入してください）

→ホームページ（<http://www2.hetohoku.ac.jp/shogaku/>）よりダウンロード、又は経済支援係窓口より受領。

②死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）等公的な証明書（いずれもコピー可）

③申請書記入の所得金額に関する証明書（チェックリスト参照）

④控除等に関する証明書類（該当者のみ：チェックリスト参照）

(3) 申請期間

在学生 **8月17日（月）～9月10日（木）** まで

新入生 **合格発表～9月25日（金）** まで

※入院・長期出張等やむをえない事情により申請書類を期日までに用意できない方は、必ず申請締切日前日までに、下記までお問い合わせください。

(4) 申請後の手続き

締切後、被災状況や家計基準に基づき学内選考を行います。内定となった場合には、電子メールまたは電話にて連絡します。

（※応募者が多数見込まれるため、内定者以外の方への連絡は行いませんので、ご了承ください。）

選考の結果、各奨学団体奨学金への推薦候補者となった場合には、該当する奨学団体へ提出する願書を別に作成いただくことになり、奨学団体推薦後も奨学団体にて別途審査があります。

【問い合わせ先】

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1F④番窓口）

平日8：30～17：00

〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地

電話：022-795-7816

令和2年度東日本大震災に伴う経済支援 被災学生対象奨学金の募集について

東日本大震災により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。
東日本大震災により甚大な被害を受け家計が急変し、経済的に修学が困難になった学生のうち、適格と認められる希望者には東北大学震災寄附金による奨学金への採用を実施します。

1. 東北大学震災寄附金による奨学金一覧

奨学金名称	支援期間	月額	備考
東北大学元気・前向き奨学金	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日	(最大) 10万円	他の給付奨学金(学内含む)を受給している場合、併せて月額10万円になるように調節して支給
リオティント・コマツ奨学金	令和2年10月1日～ 令和3年3月31日 (※1)	10万円	・対象学生：理工系の学生 (医・歯・薬は除く) ・他の給付奨学金(学内含む)との併給不可(※2)

※1 休学等の場合、最大令和4年3月31日まで支援。

※2 日本学生支援機構給付奨学生(学部学生対象)は、本奨学金を受給中、日本学生支援機構の支給を「停止」する。(日本学生支援機構給付奨学金の停止手続きについては本奨学金内定後にご案内いたします。)

応募については、学内選考を経て採用します。希望者は「奨学金のご案内」をご覧の上、申請書ならびに添付書類を取りまとめの上、下記まで郵送にて提出してください。

※郵送の際、「東日本大震災被災学生向け奨学金申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留等、配達記録の残る方法でお送りください。書類の到着についてのお問い合わせには対応しかねます。

→ [奨学金のご案内](#)

→ [奨学金申請書](#)

→ [奨学金申請書\(記入例\)](#)

【問い合わせ先】 平日8:30～17:00

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

(川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1F④番窓口)

〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地

電話：022-795-7816

※東日本大震災で被災した学生への経済的支援

東北大学では、東日本大震災で被災した学生に対して、奨学金の他にも入学金・授業料免除や無償の寄宿舍提供等、経済的な支援を実施しております。